

報告第 5 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 23 年 6 月 22 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
平成 23 年 2 月 15 日	645,150 円	足立区谷中在住者	足立区谷中四丁目 4 番から谷中三丁目 20 番先における補助第 258 号線立体交差取付道路工事その 1 の施工に伴い、相手方所有の建物等に対し、土間隙間拡大等の損害を与えた。
	139,401 円	足立区谷中在住者	
	185,178 円		
平成 23 年 3 月 8 日	156,588 円	足立区加平在住者	足立区加平二丁目 25 番から谷中三丁目 20 番先における補助第 258 号線立体交差取付道路工事その 2 の施工に伴い、相手方所有の建物等に対し、土間隙
	633,504 円	足立区加平在住者	
	255,677 円	足立区加平在住者	
	221,811 円		

		間 拡大等の損害を与えた
--	--	--------------